

平成30年第4回山田町議会臨時会会議録（第1日）						
招集告示日	平成30年 7月25日					
招集年月日	平成30年 7月30日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成30年 7月30日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	閉会	平成30年 7月30日午後 3時18分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2			9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	3番 佐藤 克典		4番 黒沢 一成		5番 田老 賢也	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康子ども課長	野口 伸	○
	副町長	吉田 雅之	○	建設課長	昆 健祐	○
	技監	香木 和義	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	総務課長	佐々木 真悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政勝	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	上下水道課長	後藤 清悦	○
	財政課長	古舘 隆	○	消防防災課長	中村 光宏	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳一	○	教育長	佐々木 茂人	○
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	川口 徹也	○	生涯学習課長	中屋 佳信	○
	水産商工課長	武藤 嘉宜	○			
	町民課長	川守田 正人	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年第4回山田町議会臨時会議事日程

平成30年7月30日（月）午前10時開会

・開 会

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 報告第11号 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負変更
契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 4 議案第54号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日 程 第 5 議案第55号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 6 議案第56号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 7 議案第57号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 8 議案第58号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 9 議案第59号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
- 日 程 第10 議案第60号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
- 日 程 第11 議案第61号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて
- 日 程 第12 議案第62号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第13 議案第63号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第14 議案第64号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第15 議案第65号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第16 議案第66号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第17 議案第67号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第18 議案第68号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第19 議案第69号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第20 議案第70号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第21 議案第71号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第22 議案第72号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第23 議案第73号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第24 議案第74号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第25 議案第75号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

- 日 程 第 2 6 議案第 7 6 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第 2 7 議案第 7 7 号 新たに生じた土地の確認に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 2 8 議案第 7 8 号 字の区域の変更に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 2 9 議案第 7 9 号 山田町立学校給食センター建設（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 3 0 議案第 8 0 号 山田町立学校給食センター建設（電気設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 3 1 議案第 8 1 号 山田町立学校給食センター建設（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 3 2 議案第 8 2 号 山田町立学校給食センター建設（厨房機器）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 3 3 議案第 8 3 号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 3 4 議案第 8 4 号 山田町織笠地区復興整備事業に伴う J R 交差点におけるこ道橋整備業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 3 5 議案第 8 5 号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 3 6 議案第 8 6 号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて

平成30年7月30日

平成30年第4回山田町議会臨時会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長(昆 暉雄)

定刻になりましたので、平成30年第4回山田町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影の許可と健康上の理由から議場内にペットボトル持ち込みを許可したことを申し添えます。

○

○議長(昆 暉雄)

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、3番佐藤克典君、4番黒沢一成君、5番田老賢也君、以上3名を指名します。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第2、会期の決定をお諮りします。

会期は本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第3、報告第11号 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負変更契約の専決処分報告についてを議題とします。

報告を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

報告第 11 号 船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要をご説明申し上げます。

本工事は、平成 28 年 9 月 14 日に開催された第 3 回山田町議会定例会において、議案第 99 号として議決をいただき、平成 29 年 10 月 26 日に開催された第 7 回山田町議会臨時会において、議案第 80 号として 1 回目の変更契約の議決をいただき、請負金額 3 億 2,048 万 7,840 円で株式会社山下組が施工している工事であります。

それでは変更の概要を説明いたしますので、資料 2 をごらんください。今回の変更は、道路照明設備工及び T 型道路交差点の警戒標識の設置による標識設置工を増工したことによるものです。

次に請負変更契約についてですが、資料 1 をごらんください。変更前の金額 3 億 2,048 万円 7,840 円に 486 万 6,480 円を増額した金額 3 億 2,535 万 4,320 円で平成 30 年 6 月 22 日に請負変更契約を締結したものであり、7 月 30 日に完成した工事であります。

以上、船越・田の浜地区復興事業町道長林大浦線道路築造工事の請負変更契約の専決処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば、質疑を許します。4 番。

○4 番黒沢一成議員

500 万円弱なのですけれども、この照明工の 9 基が幾らで標識のほうで幾らなのか内訳をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ただいまの質問にお答えいたします。内訳でございますが、道路照明工のほうで 9 基分で約 330 万ほど、標識工のほうで 50 万程度ということになっております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

照明工のほうなのですけれども、9 基で 330 万だから 1 つ 40 万円弱になるかと思うのですけれども、これは電柱につけるのではなくて独立した形なのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ポール柱による設置ということになります。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

田の浜側へ向かう高台道路なのですけれども、そちらのほうは歩道の反対側の電柱に照明がついている状態なのですけれども、以前私はそれでもしょうがないのではないかと思っていたのですけれども、住民の方からは歩道側が暗いという声をよく聞くのですけれども、あそこの部分を歩道側にこれからつけかえるというのは無理なのかどうか。できればしていただきたいという地元の方の声があるのですけれども、答えがあれば。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

田の浜浦の浜高台道路のほうの照明の件でございます。高台道路のほうにつきましては、まず山際に電力柱があるということでございます。そこで街灯の設置の考え方、まず電柱添架を基本としております。そこで高台の道路は電柱のほうにつけさせていただいたという計画でございます。ただし、歩道のほう、海側の歩道のほうには明るさを歩道のほうまでカバーするような設計をしております。通常の街灯ですと20ワット相当の街灯をつけているわけですが、あそこは歩道側もちょっとフォローする必要があるということで40ワット相当の照明をつけております。区間の歩道への照明の設置については、ご要望等もあるのは聞いておりますけれども、その辺はちょっと今検討している段階でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。7番。

○7番尾形英明議員

この変更契約なのですけれども、設計額500万円範囲内で変更設計するのだよと、これはあくまでも専決処分にするための手段だと思っておりますが、第1回目ときの全体計画の中で、この電柱、街灯とかというのは入っていないのですか。変更でやらなければならない工事なのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

当初計画では入っておりませんでした。

○議長（昆 暉雄）

今の質問は当初から計画できませんでしたかという質問でしたが、その理由を述べてください。ということです。

○建設課長（昆 健祐）

当初から計画に入れていなかった理由でございます。こちらのほうは、電力さんのほうの電柱の移設等の計画がない、電柱が張りつかないということでありましたので、当初予定はしなかったということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

設計は電力がどうのこうのではないのではないですか。街灯をつけなければならない道路だったら最初から計画の中に含めて、電力に交渉するとか何かというような話が出てくるだろう。2回目の変更で、1回目のときも出てこなかったので私はそれを言っているのです。逃げているのです。要するに変更契約を500万以下におさめようと思って、こういう設計を何回もやっているのです。ずるいのです。議会に出さないための手段なのだ。専決処分するためか知らないけれども、前回は500万以下、今回も500万以下、全体計画にのっていてもいい中身が何でこういう変更の仕方するのですか。その辺。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

当初、電柱添架を基本に街灯を設置しているというお話をさせていただきました。まずこの道路区間については、まず電柱がないということございました。それで、ひとつは船越小学校の放課後児童クラブがこの区間にはまだあると、出入り口があるということもあって、そういったこともあって歩道側にやっぱりつける必要があるということでのこういった変更ということになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明

ということは、全体計画の中では電柱は全然見ていなかったと、そういう形でいいのですか。それで本当にいいのですか。私、それはおかしいのではないかなと思うのだよ。全体計画にないものをこうなりましたからつくって変更しますよ、しかもそれが金額的に500万円以下のあれだ、つくっているようなものです。もっとほしい可能性がある部分なので、だけれども500万を超えてしまうから500万に見合うような変更しかできないよというみたいな、結果的にはそういう話ではないですか。そのようなのが道路計画の中で、築造工事の中で最初からそういう話の中で動こうとしているのですか。私、

それすごくおかしいと思う。その辺詳しく。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

街灯の全体の計画の中でどうだったのかということでございますけれども、設置についても電柱添架を基本に考えているということで、電柱の計画がないということで、当初の計画からは見ていなかったということでございます。その後、放課後児童クラブの通学途上の区間でもあるということもあって、そこで必要だということでつけているということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

以上で報告第11号を終わります。



○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第54号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（川守田正人）

議案第54号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例について、その提案理由と制定内容についてご説明いたします。

今回の条例制定は、住居表示の実施により住居表示の振り直しを行う区域内にある公共施設の設置位置の変更を行うため、関係条例を改正しようとするものです。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明申し上げます。資料1をごらんください。条例第1条による改正は、山田町立図書館設置条例の一部を改正するもので、アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第1条の表中、施設の位置「山田町川向町8番13号」を「山田町川向町7番24号」に改めようとするものです。

資料2をごらんください。条例第2条による改正は、山田町ふれあいセンター条例の一部を改正するもので、アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第2条の表中、施設の位置「山田町川向町8番13号」を「山田町川向町7番24号」に改めようとするものです。

資料3をごらんください。条例第3条による改正は、山田町まちなか交流センター条例の一部を改正するもので、アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第2条の表中、施設の位置「山田町川向町7番15号」を「山田町川向町6番24号」に改めようとするものです。

資料4をごらんください。条例第4条による改正は、町営住宅の設置及び管理等に関する条例の一部を改正するもので、アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。別表第1中、山田中央団地の位置「川向町20番2号」を「川向町8番11号」に、別表第2中、山田中央集会所の位置「川向町20番2号」を「川向町8番6号」に、別表第3中、山田中央団地駐車場の位置「川向町20番2号」を「川向町8番11号」に、「川向町21番9号」を「川向町10番18号」に改めようとするものです。

資料5をごらんください。条例第5条による改正は、山田町駐車場条例の一部を改正するもので、アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第2条の表中、施設の位置「山田町川向町7番15号」を「山田町川向町6番6号」に改めようとするものです。

次に、条例本文3ページをごらんください。附則において、この条例は公布の日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と制定内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

それでは2、3個質問します。この住居表示の振り直しを行う区域内にある公共施設の設置位置の変更を行うと。これが振り替えを行うというのは、いつの時点からわかってこのような状況で今変更するのか、その経過を教えてください。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川守田正人）

住居表示の変更に伴う経過ということですが、住居表示の実施、変更に伴う手続きというのは、地方自治法、住居表示に関する法律、山田町住居表示に関する法律という3つの法令によりまして厳格な手続きで実施していきなさいということになっております。これまでの経過といたしましては、住居表示審議会、昨年実施しておりますが、それによる協議。それと住居表示の実施区域の変更、住居表示の方法ということで、昨年の12月議会で議会の議決をいただいているところでございます。それと住居表示区域の変更の告示ということで、今年の1月にこのような方法で住居表示の実施を行いますよということで30日間の告示を行っております。その後、告示を経まして、字区域の変更に関し議決を求めることについて、ということで3月の議会で議会の議決をいただいているということです。議会の議決を受けまして、字区域の変更に伴う告示ということで7月6日に、7月30日に実施しますよということで、住民のほうにはお知らせしているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

住民のほうには、法手続きにのっとお知らせしていると、それで周知しているものだということですが、実際問題として、ここには中央団地があるわけです。中央団地に入居している人たちがそれらを承知しながら、もう住所変更の手続き、今現在の中央団地の住所を町民課のほうに住居変更をしたと思うのですが、それらのお知らせというのもきちんとしていると思うのですが、その辺の徹底はいかがでしょうか。そしてまた、こうやって公共施設が変わるということはそれぞれパンフレットとかいろんな印刷物等に印刷していると思うのですが、それらの影響はないのか教えていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川守田正人）

住民に関するお知らせ、周知ということですが、7月の12日に住所が変わる人たちについては通知を差し上げております。前の住所がこうで、新しい住所がこうなりますよということでお知らせの通知を出しております。あとパンフレット等の変更ということですが、その部分については、今後関係課と協議しながら速やかに印字されているものがあれば、変更するように協議していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

住所が変わるということは、いろいろ預金通帳やらキャッシュカードやら、すべての面に影響してきて、ここ住んでからそんなに日がたっていないわけですが、それらに対応する住民の方々は大変だと思っておりますよ。それに対して町のほうでは、まず役場の窓口に来なければ住所変更もできないし、今度は金融機関にも行かなければならないと、そのような手続きがあるというのをわかりながら、こういう住居表示で住所が変わるというのをきちんと徹底したのかどうかその辺をお知らせください。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（川守田正人）

町の住所変更は自動で、来なくても住所変更はされることになります。金融機関とか例えば登記関係の手続きに関しては、住民の方、変更される方がみずから行って手続きをしなければならなくなります。それについては、6月に住居表示のしおりということで町民の皆さんにこういうことになりましたよということでお知らせ、周知しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第54号 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第5、議案第55号 財産の譲渡に関し議決を求めることについてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定によって、12番山崎泰昌君の退場を求めます。

(12番山崎泰昌議員退場)

○議長(昆 暉雄)

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長(武藤嘉宜)

議案第55号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、施設用地の地権者から譲渡要望があったことから要望者に対して当該施設を減額譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。譲渡の目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。譲渡する財産についてであります。1棟目は船越湾漁業第I産業復興棟A棟、所在地は山田町船越第12地割1番地1、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は391.84平方メートル、2棟目は船越湾漁業第I産業復興棟B棟、所在地は山田町船越第11地割18番地2、18番地3、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は481.84平方メートルであります。当該建物は2棟とも平成24年4月の建設で評価額は2棟合わせて5,312万5,716円となっております。譲渡しようとする相手方ですが、住所は山田町船越第13地割104番地、名称は船越湾漁業協同組合、代表理事組合長、

湊謙であります。譲渡金額は2棟合わせて1,328万1,428円であります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が譲渡しようとしている建物の位置を示したものであります。

資料2は建物の詳細を示した平面図であります。建物の概要であります。A棟は倉庫とトイレ、B棟は倉庫のみとなっております。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第55号 財産の譲渡に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

ここで12番議員の入場を許可します。

（12番山崎泰昌議員入場）

○議長（昆 暉雄）

12番議員に申し上げます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第56号 財産の譲渡に関し議決を求めることについてから日程第11、議案第61号 財産の譲渡に関し議決を求めることについてまで議案6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

議案第56号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与され

た仮設施設について、施設用地の地権者から譲渡要望があったことから要望者に対して当該施設を減額譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。譲渡の目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。譲渡する財産についてであります。大沢第Ⅱ産業復興棟、所在地は山田町大沢第5地割5番地1、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は196.70平方メートルであります。当該建物は平成24年6月の建設で評価額は1,825万5,655円となっております。譲渡しようとする相手方ではありますが、住所は山田町大沢第7地割100番地2、氏名は千代川正であります。譲渡金額は456万3,913円であります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が譲渡しようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であります。建物の概要であります。作業所とトイレとなっております。

次に、議案第57号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、利用者から譲渡要望があったことから要望者に対して当該施設を減額譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。譲渡の目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。譲渡する財産についてであります。大沢第Ⅲ産業復興棟の区分1、所在地は山田町大沢第7地割108番地1、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は88.59平方メートルであります。当該建物は平成24年5月の建設で評価額は827万9,757円となっております。譲渡しようとする相手方ではありますが、住所は山田町大沢第7地割108番地1、名称は株式会社山田の牡蠣くん、代表取締役、佐々木俊之であります。譲渡金額は206万9,939円あります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が譲渡しようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であり、区分1が譲渡する区画であります。建物の概要であります。作業所とトイレとなっております。

続きまして、議案第58号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、利用者から譲渡要望があったことから要望者に対して当該施設を減額譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。譲渡の目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。譲渡する財産についてであります。

大沢第Ⅲ産業復興棟の区分2、所在地は山田町大沢第7地割108番地1、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は51.81平方メートルであります。当該建物は平成24年5月の建設で評価額は484万1,887円となっております。譲渡しようとする相手方ではありますが、住所は山田町大沢第6地割8番地14、氏名は菅原茂雄であります。譲渡金額は121万471円であります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が譲渡しようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であり、区分2が譲渡する区画であります。建物の概要であります、事務所とトイレとなっております。

次に、議案第59号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、利用者から譲渡要望があったことから要望者に対して当該施設を減額譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。譲渡の目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。譲渡する財産についてであります、関口第Ⅰ産業復興棟、所在地は山田町山田第17地割97番地、98番地、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建、床面積は1階、2階とも66.02平方メートルであります。当該建物は平成24年7月の建設で評価額は1,333万8,300円となっております。譲渡しようとする相手方ではありますが、住所は山田町山田第17地割98番地、名称は有限会社木下建設、代表取締役、木下志き子であります。譲渡金額は333万4,574円であります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が譲渡しようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であります。建物の概要であります、1階が作業所とトイレ、2階が事務所となっております。

続きまして、議案第60号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、施設用地の地権者から譲渡要望があったことから要望者に対して当該施設を減額譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。譲渡の目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。譲渡する財産についてであります、1棟目は境田第Ⅰ産業復興棟A棟、所在地は山田町境田町49番地22、種別は建物、構造は軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は80.86平方メートル、2棟目は境田第Ⅰ産業復興棟B棟、所在地は山田町境田町49番地22、種別は建物、構造は軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は29.80平方メートルであります。当該建物は2棟とも平成23年11月の建設で評価額は2棟

合わせて1,078万9,810円となっております。譲渡しようとする相手方ではありますが、住所は山田町境田町20番5号、氏名は三田地論であります。譲渡金額は269万7,452円であります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が譲渡しようとする建物の位置を示したものであります。

資料2は建物の詳細を示した平面図であります。建物の概要であります。A棟は事務所と店舗、B棟は店舗とトイレとなっております。

次に、議案第61号 財産の譲渡に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、施設用地の地権者から譲渡要望があったことから要望者に対して当該施設を減額譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。譲渡の目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。譲渡する財産についてであります。飯岡第I産業復興棟、所在地は山田町飯岡第6地割14番地1、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は196.56平方メートルであります。当該建物は平成25年3月の建設で評価額は1,734万7,336円となっております。譲渡しようとする相手方ではありますが、住所は山田町川向町5番3号、氏名は佐々木実行であります。譲渡金額は433万6,833円であります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が譲渡しようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であります。建物の概要であります。作業場、事務所及びトイレとなっております。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

一括質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

ちょっと全協で聞き忘れたので、お伺いしますが、これ売った後には一括納付になるのか、それとも分割でいくのか。それともう1点は、町で受け取った金額は自主財源になるのか、返納するのか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

まず1つ目でございますが、納付につきましては基本一括ということで考えてございます。それから売り上げた金額のほうについてでございますが、こちらにつきましては町の財源ということで、今のところは一般財源ということで考えております。

○議長（昆 暉雄）

12 番。

○12 番山崎泰昌議員

2 点目はわかりました。1 点目は私も一括だというのは聞いて、55 号の議案のほうでは聞いていましたけれども、金額が金額なのでやっぱり商工業者の方々にあまり負担にならないような措置を考えていただきたいのですけれどもどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

まず基本的には一括ということでございます。これから納付の件について、それぞれ回らせていただくことになると思いますが、その際に今議員おっしゃられたような相談事があれば一旦持ち帰ることにはなろうと思いますが、検討はしなければならないかなというふうには考えてございます。

（「了解です」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

56 号なのですけれども、2 区画あるわけですけれども、この 2 区画が今まで 1 つの業者が使っていたのか、それとも 2 つの業者が使っていたのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

56 号になりますが、区画はそれぞれ使ってございます。地権者が今回提案をいたしました千代川さんということになってございます。

○議長（昆 暉雄）

4 番。

○4 番黒沢一成議員

それぞれというと 2 つの業者が使っていたということでしょうか。気になるのが、この形で譲渡するのはいいのですけれども 2 つの業者が使っていた場合に片方の業者がどのような形にこれからなるのか、家賃を取って貸す形になるのか、それとも……そこら辺をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

まず 1 つ目のほうでございますが、こちらに入居されていた方につきましては退去されてございま

す。それから、あいているところをどうするのかということですが、そこにつきましては、こちらのほうからは特にこうしてください、ああしてくださいということではないのですが、いわゆる有効利用、それから被災された事業者の方の再建の一助ということで今後もその後使わせていただければという気持ちはございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

2つの業者が使っていて片方は退去した後ということなので、それはそれで納得します。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私からは、今、水産商工課長の答弁で、町の一般財源になるということですが、考えてみますと、これは個人の土地に中小企業基盤整備機構が建てて、それを地権者の方に評価額の4分の1で売り渡すということで、この金額になりましたが、それで町の財源では一般財源として使うと。これを基金として積み立てて、今後の商工業の振興のために役立てるそういう考え方はないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

1つには財産の譲渡ということでの考え方で、私、先ほど発言させていただきましたが、今、議員ご指摘の件がございますので、その辺につきましては、最終的には財政をつかさどる財政課と協議しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

たった今の質問で財政課長は答弁を私が求めても苦慮すると思いますが、そのような方向で進むのか、せつかく中小機構、あと地権者の方が一生懸命になって震災後頑張ってやってきた仮施設ですので、ぜひ町でもそれを有効に使う意味でも基金等に積み立てて商工業のほうに限定して、そのような考えは町の全体をつかさどる財政サイドとして、どのような方向で考えていくのか、もし答えられるのであれば教えてください。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

今回の売却代金につきましては、水産商工課長がお話しているとおおり、一旦一般財源として会計として受け入れます。議員さんのご意見等を参考にしながら基金等を考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。11 番。

○11 番菊地光明議員

確認だけですけれども、議案第 57 号のところですか。譲渡する財産の方の所在地が大沢 7 地割の 108 番地 1 で、譲渡の相手方も 7 地割 108 番地の 1 なのです。使っているところと所在地が一緒なので、これは個人の土地で初めからそこに住所を構えていたということの確認でよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

譲渡する先の所在地と相手方の住所につきましては、今、議員おっしゃられたとおおり、同じとなっております。使い方としては、この会社が住所地をそこに置いてあるというふうに理解しております。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

そうした場合、その施設名及び所在地というときに、仮設住宅であれば仮設住宅の何の何号とよく住所をつくれますよね。この場合の住所はこのままでよかったということの確認でよろしいのですね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

譲り受けの相手方が株式会社山田の牡蠣くんとなっておりますので、そのとおりでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

これより議案第 56 号から議案第 61 号までの討論及び採決を 1 議案ずつ順に行います。

日程第 6、議案第 56 号 財産の譲渡に関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第56号 財産の譲渡に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第57号 財産の譲渡に関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第57号 財産の譲渡に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第58号 財産の譲渡に関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第58号 財産の譲渡に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 59 号 財産の譲渡に関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 59 号 財産の譲渡に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 60 号 財産の譲渡に関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 60 号 財産の譲渡に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 60 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 61 号 財産の譲渡に関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 61 号 財産の譲渡に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 54 分休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長 (昆 暉雄)

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長 (昆 暉雄)

日程第 12、議案第 62 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてから日程第 25、議案第 75 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてまで議案 14 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長 (武藤 嘉宜)

議案第 62 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由を説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。貸し付けの目的は、仮施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。新田工業団地 A 産業復興棟 No. 1、所在地は山田町豊間根第 7 地割 31 番地 1、31 番地 4、157 番地、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は 98.35 平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町中央町 8 番 11 号、氏名は佐野芳高であります。貸付料は施設用地を含み年間 40 万 4,746 円で、契約保証金は 6 万 712 円であります。なお、減額前の貸付料は 83 万 5,322 円であります。貸付期間は平成 30 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までであります。

資料 1 をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料 2 は建物の詳細を示した平面図であり、No. 1 が貸付けする区画であります。

次に、議案第 63 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与され

た仮設施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものがあります。貸し付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。新田工業団地B産業復興棟、所在地は山田町豊間根第7地割31番地1、31番地4、157番地、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は489.38平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ありますが、住所は山田町中央町7番6号、名称は有限会社木村商店、代表取締役、木村トシであります。貸付料は施設用地を含み年間127万8,722円で、契約保証金は19万1,809円であります。なお、減額前の貸付料は259万2,671円あります。貸付期間は平成30年8月1日から平成33年7月31日までであります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であります。

続きまして、議案第64号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものがあります。貸し付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地A産業復興棟、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は324.79平方メートルあります。貸し付けしようとする相手方ありますが、住所は山田町船越第15地割38番地5、氏名は高橋誠であります。貸付料は施設用地を含み年間62万3,994円で、契約保証金は9万3,600円あります。なお、減額前の貸付料は155万8,819円あります。貸付期間は平成30年8月1日から平成33年7月31日まであります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であります。

次に、議案第65号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものがあります。貸し付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財

産についてであります。田名部工業団地B産業復興棟、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は324.79平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町織笠第13地割8番地18の1、名称は株式会社小野商店、代表取締役、小野貢であります。貸付料は施設用地を含み年間62万3,994円で、契約保証金は9万3,600円であります。なお、減額前の貸付料は155万8,819円であります。貸付期間は平成30年8月1日から平成33年7月31日までであります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であります。

続きまして、議案第66号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。貸し付けの目的は、仮施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地C産業復興棟No.1、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は112.08平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町大沢第10地割25番地6下条団地2602号、氏名は大川忠助であります。貸付料は施設用地を含み年間21万1,316円で、契約保証金は3万1,698円であります。なお、減額前の貸付料は53万2,492円であります。貸付期間は平成30年8月1日から平成33年7月31日までであります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であり、No.1が貸し付ける区画であります。

次に、議案第67号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。貸し付けの目的は、仮施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地C産業復興棟No.2、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は147.24平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町大沢第2地割42番地4、氏名は大

町幸平であります。貸付料は施設用地を含み年間 27 万 7,607 円で、契約保証金は 4 万 1,642 円であります。なお、減額前の貸付料は 69 万 9,538 円であります。貸付期間は平成 30 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までであります。

資料 1 をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料 2 は建物の詳細を示した平面図であり、No.2 が貸し付ける区画であります。

続きまして、議案第 68 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。貸し付けの目的は、仮施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地 C 産業復興棟 No. 3、所在地は山田町豊間根第 10 地割 124 番地 2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は 148.89 平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ですが、住所は山田町長崎二丁目 1 番 5 号、氏名は田老協であります。貸付料は施設用地を含み年間 28 万 717 円で、契約保証金は 4 万 2,108 円であります。なお、減額前の貸付料は 70 万 7,377 円であります。貸付期間は平成 30 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までであります。

資料 1 をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料 2 は建物の詳細を示した平面図であり、No.3 が貸し付ける区画であります。

次に、議案第 69 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。貸し付けの目的は、仮施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地 D 産業復興棟 No. 1、所在地は山田町豊間根第 10 地割 124 番地 2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は 52.65 平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ですが、住所は山田町大沢第 3 地割 35 番地 7、氏名は箱石小助であります。貸付料は施設用地を含み年間 11 万 6,087 円で、契約保証金は 1 万 7,414 円であります。なお、減額前の貸付料は 26 万 7,489 円であります。貸付期間は平成 30 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までであります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であり、No.1が貸し付ける区画であります。

続きまして、議案第70号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。貸し付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地D産業復興棟No.2、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は52.65平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ですが、住所は山田町船越第6地割32番地18、名称は有限会社山崎架設、代表取締役、山崎洋であります。貸付料は施設用地を含み年間11万6,087円で、契約保証金は1万7,414円であります。なお、減額前の貸付料は26万7,489円であります。貸付期間は平成30年8月1日から平成33年7月31日までであります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であり、No.2が貸し付ける区画であります。

次に、議案第71号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。貸し付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地E産業復興棟、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は324.79平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ですが、住所は山田町荒川第1地割12番地11、氏名は前山峯雄であります。貸付料は施設用地を含み年間71万9,784円で、契約保証金は10万7,968円であります。なお、減額前の貸付料は、171万3,775円であります。貸付期間は平成30年8月1日から平成33年7月31日までであります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であります。

続きまして、議案第 72 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものがあります。貸し付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地 F 産業復興棟 No. 1、所在地は山田町豊間根第 10 地割 124 番地 2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は 148.89 平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ですが、住所は山田町北浜町 4 番 2 号、氏名は木村成次であります。貸付料は施設用地を含み年間 32 万 2,668 円で、契約保証金は 4 万 8,401 円であります。なお、減額前の貸付料は、80 万 7,266 円であります。貸付期間は平成 30 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までであります。

資料 1 をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料 2 は建物の詳細を示した平面図であり、No. 1 が貸し付ける区画であります。

次に、議案第 73 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものがあります。貸し付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地 F 産業復興棟 No. 2、所在地は山田町豊間根第 10 地割 124 番地 2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は 148.89 平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ですが、住所は山田町長崎三丁目 2 番 1 号、氏名は和井内克己であります。貸付料は施設用地を含み年間 32 万 2,668 円で、契約保証金は 4 万 8,401 円であります。なお、減額前の貸付料は、80 万 7,266 円であります。貸付期間は平成 30 年 8 月 1 日から平成 33 年 7 月 31 日までであります。

資料 1 をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料 2 は建物の詳細を示した平面図であり、No. 2 が貸し付ける区画であります。

続きまして、議案第 74 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与され

た仮設施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものがあります。貸し付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地G産業復興棟No.2、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は98.49平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町長崎一丁目12番12号、名称は有限会社町民葬祭、代表取締役、佐藤弘子であります。貸付料は施設用地を含み年間18万6,186円で、契約保証金は2万7,928円であります。なお、減額前の貸付料は、51万8,837円であります。貸付期間は平成30年8月1日から平成33年7月31日までであります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であり、No.2が貸し付ける区画であります。

次に、議案第75号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備し町へ贈与された仮設施設について、現在利用している事業者から貸付要望があったことから要望者に対して当該施設を減額貸付けしたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものがあります。貸し付けの目的は、仮設施設を商工業等施設の用に供するためであります。貸し付ける財産についてであります。田名部工業団地G産業復興棟No.3、所在地は山田町豊間根第10地割124番地2、種別は建物、構造は軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平屋建、床面積は196.97平方メートルであります。貸し付けしようとする相手方ではありますが、住所は山田町境田町9番13号、名称は株式会社高野商会、代表取締役、高野文男であります。貸付料は施設用地を含み年間37万2,354円で、契約保証金は5万5,854円であります。なお、減額前の貸付料は、103万7,621円であります。貸付期間は平成30年8月1日から平成33年7月31日までであります。

資料1をごらんください。赤色で着色している箇所が貸し付けしようとする建物の位置を示したものです。

資料2は建物の詳細を示した平面図であり、No.3が貸し付ける区画であります。

以上、提案理由のご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

財産の貸付けに対して質問します。明日で貸付期限が切れるわけだ。何でこんなに遅くなったかということ自体、これも今朝、議運でいろいろ話が出たから私が質問しますけれども、こういうことや

ってはだめなのです。特にこの重要案件だ。本当は定例会でやるのが一番ベターなのです。こういうところでこういうのはあまり好まないのです。何で遅くなったか理由をちょっと答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいまの質問でございます。議員おっしゃるとおり、取り組みとしては早めに取り組んでおりまして、いろいろ事業者それぞれいろんな事情があります。確認等で時間を要してございました。7月に入りまして全体が整ったので、議員の皆様にご説明ということになった次第でございます。今、ご指摘のとおり早くということでは進めておったわけですが、このような時期になってしまいました。その辺については大変申しわけないなと思ってございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

議会軽視とかそういう言葉は使いたくないから、これからは気をつけてなるべく早めに出してください。

以上、終わります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。4 番。

○4 番黒沢一成議員

1つが貸付料なのですけれども、減額前の貸付料という記述もあるのですけれども、無償だったと思うのですけれども、これがここに載っている理由をお願いします。もう1つが、トイレなのですけれども、田名部の工業団地のトイレ、議案 71 にはトイレがついているのですけれども、そのほかの部分にはトイレはないのですけれども、そのトイレの扱いがどのような形になるのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

それではまず1つ目の貸付料については、議員おっしゃるとおり今月までは無償ということでございます。8月から有償の貸し付けということでございますので、それぞれの施設について、本体建築価格というのがございますので、そちらのほうから今回数字を出したものでございます。それからトイレについてでございますが、トイレにつきましては、施設の中にあるもの、施設の外にあるものがございます。こちらにつきましては、すべて本体建築価格に込みにして計算してございますので、実際計算上は入ってございます。面積が大きいとか小さいとか、あと図面にないとかということではなく、貸付料の計算には含まれてございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

まず貸付料なのですけれども、減額前の貸付料から比較して40パーセントぐらいにしていると思うのですけれども、前の議案の譲渡は25パーセントで譲渡しているわけなのですけれども、それに比べるとちょっと割合高いのですけれども、借りる側にすれば安いほうがいいのですけれども、同じ程度にはできなかったのか。あと、トイレですけれど、汲み取り費用等はどこが負担する形になるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

まず1つめでございますが、計算の根拠の一つには土地の貸し付けもございます。本体のほうにつきましては、先ほどの譲渡と同じ考え方で算出してございますが、土地分が入るということで厳密には譲渡と同じような割合にはなっていないということをご理解をいただきたいと思っております。それからトイレについてでございますが、現在汲み取りにつきましても、借りている企業のほうで負担しているわけでございますが、貸し付けをするということになりますので、その辺については、正直今まだ、これから検討していくことにはなりますが、貸し付ける側ということになるかと思っております。

○議長（昆 暉雄）

4番いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

4点ほど伺います。補修の部分なのですが、年数がたつとトイレとか水回りのほうが特に傷んでくると思うのですが、そこら辺の補修は町のほうがするのかどうかと、それと借りている事業者の方が3年後に買い取りたいという希望があったときに、そのときは譲渡とかが減額譲渡ができるのかどうか。それと空きの区画があるようなのですけれども、それはどれくらいあって、その空きの区画を被災事業者ではなく、一般のと言いましょか被災されていない事業者に貸すことができるのかどうか。それと貸付料なのですけれども、これは一括だとは思っているのですが、分割ができるかどうかを伺います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

まず1つ目についてですが、施設の側と申しますか、そういったのについて、大きなものについて

は町のほうということalmazは考えてございます。それから3年後に譲渡できるのかということでございますが、ここにつきましては底地が町のものであるということalmaz考え方としてはあくまで賃貸で進めてまいりたいと思っております。それから空き区画については現在3つございます。あいているところについては基本的にはこれから公募をかける予定にはしてございますが、基本的にはやはり被災者をまず優先ということalmaz考えてございます。それから賃貸料につきましては、月々の支払いと、分割というのはそういう意味かとは思いますが、そういうふうには考えてはございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ずっと貸し付けでいくというところなのですが、やはり経年劣化とかそういうのもあって、十数年たつとさらに補修が大きいところもですけれども必要になってくると思うので、将来的な町の負担を考えれば、譲渡、買い取っていただくということがいい方法なのではないかと思うので、ここら辺は検討していただきたいと思imas。そのときも減額で譲渡されて、事業者の方がこれならば可能だなど思うようにしていただければ非常によいと思imasので、町のためにもなりますし、そこら辺の検討をよろしくお願いいたします。先ほどよく聞こえなかったのですが、賃料ですけれども、そこをどういうふうな支払いというのをちょっと聞こえなかったもので、もう一度説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

賃料についてでございます。議員がおっしゃっているのは分割ということalmazでございますが、月々でいわゆる家賃というような形というふうalmaz考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

そういうことで、将来的な部分とか事業者のことも考えた上での検討をこれからもよろしくお願いいたしたいと思imas。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。8番。

○8番関 清貴議員

この議案書を見ますと、契約保証金が括弧してそれぞれ記載されているわけなのですが、この契約保証金というのは、例えば今私が見ているのは62号の議案見ているのですけれども、40万4,746円、年です。括弧して契約保証金、金60,712円とありますが、これは40万4,746円の中に契約保証金が含

まれているのか、それとも契約保証金は別途 60,712 円ですよという意味なのか、ちょっとお聞きしたいです。そして次に契約保証金は、どのような場合を想定してもらっているのかというのを質問いたします。そしてこの借りている方々を見れば、町内のほうに事業所を構えたりしている方々なのですから、今山田で国道の沿線にいろいろな借地を募集しているわけですが、そちらのほうに誘導する考えはないのかどうか、いつまでもここにいるというあれもないでしょうから、そっちのほうに移す考えはないのかどうかということをお聞きいたします。そして3点目に先ほど議運の委員長のほうからお話がありましたが、この議案が本日の本会議にかけられたと、もし否決されるという可能性を考えて、この月末のタイミングで提案したのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

まず1つ目の契約保証金についてでございます。議案62号での件での説明となりますが、契約保証金についてはあくまで契約保証金をいただきます。契約保証金をいただいた上で、年間40万4,746円をお支払いいただくということになっております。契約保証金につきましては、ほかの賃料等の考え方と同様でございます。3カ年の契約になりますので、3カ年の契約の総額の5パーセントを契約保証金として納めていただくということで、例えば月々の支払いが滞った等々に備えるための保証金とする考えでございます。それから、現在使っている方々を町のほうに誘導するということにつきましては、個々の事業者と打ち合わせしてきている中で、中々自分で再建が難しいということで使われないのか、施設を有効的に貸していただけないのかというような話で、このことを進めたわけでございます。ひとつにはその場所を本設の形として使っていただくということでございます。その後は個々がどのように考えて、どのように動いていくのかというふうに考えてございます。それから最後の件につきましては、先ほど1番議員に申し上げたとおりでございます。いろいろと動いてきたわけではございますが、このような時期にお諮りするようなことになり、大変申しわけないなと思ってございます。今後、先ほど言われたとおり気をつけながら進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 清貴議員

わかりました。契約保証金は家賃が滞ったときのための契約保証金と。解体のときに充てるような保証金でないということですね。これは確認しなくても今の話でわかりました。そうすれば解体するときは保証金も取っていないので、これはまるっこ町のほうで単独で解体するという考え方でよろしいですね。あともう1点は、先ほど質問したののあれですけれども、今後このようなタイミングで議案を提案しないように心がけていくという水産商工課長の答弁なのですけれども、議会等に対する提案は水産商工課長がやるわけではないと思うのですが、町として総務課あたりで議案等の取りまとめ

を思うのですけれども、それら庁内を統一した考え方というのをお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

1点目の解体についてでございます。解体につきましては、それぞれ最終的には現在19年から20年程度利用できるのかなと考えてございまして、最短の施設で約7年ほど、それからおおむね15年程度で解体費相当の賃料をいただくような格好を今推計してございます。ですので、解体につきましては議員おっしゃられたとおり山田町ですることになりますが、賃料を最終的な解体費に充てたいと考えてございます。なお、それ以外、先ほどありましたとおり、それぞれの修繕等がありますが、そちらにつきましても当然これから検討していかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

議案等の取りまとめ、あるいは提出については総務課のほうでやっておりますので総務課のほうから回答いたします。まず議員おっしゃるとおり、1番議員あるいは8番議員のおっしゃるとおりだというふうに考えております。今後、議案の提出に関しては、日程的なゆとりも見ながら提案を心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。そして先ほどの解体の件ですけれども、このやはり賃貸料も一般財源のほうに入って予算を使うのか、それとも先ほど言ったように何か賃貸料を積み立てしておいて、解体のときに使えるようにしたほうが私は町民全体から見ればそっちのほうがいいかなと思うのですが、今のところ早い時期の今年度の家賃はどのような財源でどのように使うのかお教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

賃貸のほうの歳入につきましては、今議員おっしゃるとおり説明申し上げたとおりでもございますが、最終的には解体費に備えたいと考えてございますので、これもいろいろ先ほどの譲渡のほうとの絡みもございまして、基金なりいわゆる積み立てをしておいてその時点で使わせていただくというような考え方を現時点担当課のほうでは持っております。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。11 番。

○11 番菊地光明議員

確認ですけれども、建築住宅課長さんにお伺いしますが、議案第 66 号で貸付けの相手方なのですけれども、住所が大沢 10 地割 25 番地 6 下条団地 2602 号とあるのですが、まだこの仮設団地はあるという確認でよろしいのですか。私の記憶では下条団地はなくなっているのではないかと思って。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

貸付けの相手方である大川様のほうで住所の変更をしていない可能性はあると思いますが、済みません手元に資料がないので、その辺確認させてください。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

いや、その住所変更していないというのではなく、我々は議会だから議決案件はこの場合は貸付けの財産と相手、貸付料、貸付期間ですよね。そうした場合、今のように住所変更していないということは、架空の土地になる。さっきの譲渡のとき、牡蠣くんの場合は聞こうと思ったら個人の借りている土地でその上に建物があるから住所を設定はできるけれども、あそこの下条団地も個人の私有地を借りていた記憶がするのです。更地になっているので、あそこには何も無いのです。ということは架空の土地で契約しているものをこの場合議決できるのですか。それは建築住宅課長さんには関係のないことでしょうけれども、この議決案件の中に入っている土地が間違いであれば、当然これ否決でしょう。でなければ取り下げするしかないでしょう、議決案件ですから。それらは総務課長のほうがわかるでしょうから、その辺教えてください。

（「何事か」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

昼食のため休憩をいたします。

午前 11 時 55 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

11 番議員の質疑に対する答弁を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

議案第 66 号に係る貸付けの相手方のご住所についてであります。本件住所については応急仮設住宅

の住所ではなく、現在住民登録をされている災害区営住宅の住所であります。お時間をいただきまして大変失礼をいたしました。

(「了解しました」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

ほかにありませんか。7番。

○7番尾形英明議員

今の答弁なのですけれども、何でこういうのを即答できないのですか。何で無駄な時間を使わせて、そういうのでいいのですか。はっきりしていることでしょうか。その辺について。

○議長 (昆 暉雄)

水産商工課長。

○水産商工課長 (武藤嘉宜)

今の7番議員の質問でございます。確かにおっしゃるとおりでございます。下条団地という書き方をしておいたために私のほうもちょっと11番議員の質問がございまして混乱をいたしたところがございました。大変申しわけございませんでした。

○議長 (昆 暉雄)

7番。

○7番尾形英明議員

全体的に確認なのですが、田名部の工業団地についてですが、今の賃貸、貸し付けの部分ですけれども、相手方が全て合っていますか。又貸ししているような場所が、自分がそう見えるのかどうか分からないのですが、そういうのはあり得ないですか。

○議長 (昆 暉雄)

水産商工課長。

○水産商工課長 (武藤嘉宜)

今の質問でございます。田名部につきましては、現在仮設の利用として入居している方が利用してございます。ただ7月まで倉庫等で利用されている方がございました。この方につきましては、8月以降もちょっとそこから物を出すことができない等ございまして、そちらについても今回貸し付けということで議案として提出させていただいてございます。

○議長 (昆 暉雄)

質疑を終わります。

これより議案第62号から議案第75号までの討論及び採決を1議案ずつ順に行います。

日程第12、議案第62号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 62 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 63 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 63 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 64 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 64 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 65 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 65 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 66 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 66 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 67 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 67 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 68 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 68 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 69 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 69 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 70 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 70 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 71 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 71 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 72 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 72 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号は原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 73 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第73号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第74号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第74号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第75号 財産の貸付けに関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第75号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（昆 暉雄）

日程第 26、議案第 76 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

ここで地方自治法第 117 条の規定によって、1 番阿部幸一君、10 番坂本正君の退場を求めます。

（1 番阿部幸一議員、10 番坂本 正議員退場）

○議長（昆 暉雄）

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

議案第 76 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてであります。議案の別表について差し替えがありました。申しわけございません。

それでは提案理由をご説明申し上げます。

震災により被災し仮設施設を利用している商工業者等に対し、平成 30 年 7 月 31 日を入居期限とし本設移転等の支援を行ってきたところですが、本設移転について決定しているものの復興工事等の影響で仮設施設の入居期限を延長する必要がある事業者があることから、独立行政法人中小企業基盤整備機構、略称中小機構が整備し町へ贈与された仮設施設を引き続き無償で貸し付けるものです。なお無償の理由としては中小機構からの施設の贈与に当たり貸付けに当たって町は収益の稼得を目的としないという条件があることから引き続いて仮設施設として無償で貸し付けを行うものです。貸し付ける財産及び相手方は別表のとおり 3 カ所、9 事業者で貸し付ける期間については平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までであります。なお退去期限については 9 事業者を一律に平成 31 年 3 月 31 日まで延長するものではなく、個々の事業者の移転スケジュールに基づき対応をしていくこととしております。

以上、提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。4 番。

○4 番黒沢一成議員

前の議案は有償貸付けだったのですけれども、この議案は期間が限られていますし、建っている場所が違うのですけれども、有償で借りる方にとってみれば有償と無償の違いについてちょっと疑問を持つ方もいると思うので、そこの説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいま 4 番議員からあった件についてでございます。今回、3 施設延長してございますが、基本的には 7 月退去に向けて個別に本設に向けた協議というのをしてきてございます。その中で実際に本

設に向けて施工等を実施してございますが、建築事業者等の事情によりまして1カ月ないし2カ月程度遅れが出ているところがございます。ここにつきましてはいろいろ協議をして進めてきた中での遅れということで事業者さんも本設に向けた中で動いてきたというところを考慮いたしまして、それこそ8月1日になって出ていってくださいますということは難しいという判断をいたしてございます。そういった事業者の方々でございます。なお観光物産館につきましては、とっとにつきましては別な意味でとっとの運営というのも町として必要ということで改めてそこについては延長をかけているものがございます。

(「了解しました」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ほかにありませんか。8番。

○8番関 清貴議員

私から確認したいのがあります。7月いっぱいまで退去できないという事業者の方は、この9事業者でおさまったのか、まだまだあったのにこの9事業者に絞ったのか、そしてまた来年の3月31日までが期限なのですが、これを取り壊す場合の費用というのは補助対象というか、中小企業基盤整備機構の助成で取り壊しできる事業所なのか、その辺をお伺いいたします。

○議長(昆 暉雄)

水産商工課長。

○水産商工課長(武藤嘉宜)

それではまず1点目になります。ここに上げた分以外ほかに期限が延びるのはないのかということでございます。中小機構の仮施設を貸し付けるというところに関しては、ここに今回議案として上げた9事業者ということになります。それから形態が違ってはいますが、境田地区の仮設もこれにつきましては、以前から7月退去で難しいのではないかというような質問がございましたが、こちらにつきましても先ほど4番議員からご質問を受けたとおり個々に事業者のヒアリングをしてございます。その中で先ほど申したとおり進めてはおるものの、やはり事情があつて1カ月、2カ月程度の遅れがあるというところはございます。こちらにつきましても個別に協議しながら、議案にはリース物件であるということではございませんが、個々に確認をした上で延長願いというものを取っておりまして、こちらにつきましては、11施設でございます。こちらにつきましては9月あるいは10月、その辺工期の関係もございますので、2カ月程度なのかなというふうに考えてございます。失礼いたしました、申しわけございません。それから解体の延長をしたことによる費用ということでございます。こちらにつきましては現在、来年、再来年まで復興期間があるということで、費用の助成の期間の延長ということが取り沙汰されてございます。まだ決定ではございませんが、延ばすことによりまして、今年度の解体に助成金が間に合わないということにはなりますが、現時点でこの3施設について来年度以降助成金での解体というふうに考えてございます。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 76 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

ここで 1 番議員、10 番議員の入場を許可します。

（1 番阿部幸一議員、10 番坂本 正議員入場）

○議長（昆 暉雄）

1 番議員、10 番議員に申し上げます。議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

_____ ○ _____

○議長（昆 暉雄）

日程第 27、議案第 77 号 新たに生じた土地の確認に関し議決を求めることについて及び日程第 28、議案第 78 号 字の区域の変更に関し議決を求めることについて、以上議案 2 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

議案第 77 号 新たに生じた土地の確認に関し議決を求めることについて並びに議案第 78 号 字の区域の変更に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

まず議案第 77 号 新たに生じた土地の確認に関し議決を求めることについてであります。この土地は県営第二種船越漁港区域内に公有水面埋め立てによって生じた土地であります。この埋立てにつきましては、平成 22 年第 1 回山田町議会定例会において諮問第 1 号により議決をいただき、平成 22 年 7 月から岩手県が施工していたものであります。

それでは、資料 1 をごらんください。岩手県農林水産部長より埋め立て工事の竣工認可に伴う通知が

あったものであります。次のページの3、埋め立て工事の竣工年月日に記載のありますとおり平成30年3月30日をもって竣工したものであります。

次に、資料2をごらんください。確認位置は赤で着色した部分で面積は639.82平方メートル、全て護岸敷きとなっております。

続きまして、議案第78号 字の区域の変更に関し議決を求めることについてであります。先ほどご説明いたしました議案第77号により新たに生じた土地を山田町船越に編入しようとするものであります。

以上、提案理由と概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。11番。

○11番菊地光明議員

確認ですが、この字地区の変更なのですけれども、編入する区域に新たに編入する13地割140番、15地割110番1及び16地割65番地先の公有水面埋立地となっているのですけれども、これ13から15までかかるくらい、この地先、こんなに3つにかかるくらいの土地、私の記憶で俗に言う真ん中道路から右は14で、左右どっちだか14と15だからここは16までかかるわけだね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

こちらは土地の地番につきまして、今議員おっしゃるとおりでございます。前回の22年の時点でも同じでございますが、地先といたしましては13地割、15地割、16地割の地先の公有水面ということになってございます。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

これより議案第77号及び議案第78号の討論及び採決を1議案ずつ順に行います。

日程第27、議案第77号 新たに生じた土地の確認に関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第77号 新たに生じた土地の確認に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 78 号 字の区域の変更に関し議決を求めることについての採決に入る前に討論を許します。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第 78 号 字の区域の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第 29、議案第 79 号 山田町立学校給食センター建設(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長(箱山智美)

議案第 79 号 山田町立学校給食センター建設(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成 32 年 4 月から学校給食を実施するため山田町立学校給食センターを建設しようとするものであります。このことによって、安全安心な学校給食を提供し、正しい食習慣を身につかせ、子どもたちの心身の健全な発達を促すものであります。建設工事は 8 億円を超える大型工事であることから、建築、電気設備、機械設備、厨房機器の 4 分割として発注しています。

それでは、建築工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料 2 をごらんください。配置図であります。山田中学校敷地内、校舎北側が今回建設する学校給食センターの位置となります。延べ床面積は 1,145.23 平方メートル、鉄骨造 2 階建てであります。

資料 3 をごらんください。学校給食センター 1 階平面図であります。1 階の主な配置として食材検収室、肉魚類や野菜類の下処理室、調理室、炊飯室、洗浄室、事務室などになり、床面積は 900.16 平

方メートルであります。

資料4をごらんください。2階平面図であります。1階調理室部分は吹き抜け構造になっておりまして、2階の見学ホールから見学できるような設計になっております。ほかに会議室、休憩室、機械室などが配置されます。

資料5をごらんください。各方角からの立面図になります。それぞれの用途に合わせて各車両が搬入、搬出できるようプラットホームを配置しております。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は条件つき一般競争入札により行うこととし、山町営建設工事発注基準に基づき平成30年6月26日に町のホームページ等に掲載し入札公告を行ったものであります。その結果、奥井建設株式会社東北本社、株式会社菊地建設、株式会社佐々木組、樋下建設株式会社、日本住宅株式会社、陸中建設株式会社、菱和建设株式会社の7社の応札があり7月18日に開札を行い、落札候補者に陸中建設株式会社を指名しました。その後、資格確認を行い7月23日に仮契約を締結したところです。契約金額は、消費税額及び地方消費税額2,342万4,000円を加えた3億1,622万4,000円で、工期は平成30年7月31日から平成31年6月28日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。11番。

○11番菊地光明議員

ひとつ確認だけ。仮契約書に解体工事費に要する費用とあるのだけれども、添付資料は省略になっているのですけれども、この土地で解体するのが何か出てくるのですか。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

そうですね。ちょっとまた調べて後で報告しますが、山田中学校の一部をプラットホームとして改修する計画がございますので、そことの整合性もちょっと後で調べて報告させていただきます。

（「だめだな、それでは」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課主幹。

○建築住宅課主幹（佐々木政勝）

建築の関係ですので私のほうから回答させていただきます。建設リサイクル法によりまして、新築工事の場合には該当するということで今回この解体工事に要する費用を計上してございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11 番いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

ほかにありませんか。12 番。

○12 番山崎泰昌

済みません、1 点だけ。渡り廊下のところなのだけれども、ここところが今の状況だとたぶん土とかが入ってくるような状況になっている。そここのところの整備、絶対外からは入って来れないようなとか、ちゃんとドアをつけるとか、そういうふうな対策は十分でしょうか。

○議長(昆 暉雄)

学校教育課長。

○学校教育課長(箱山智美)

渡り廊下につきましては、横に雨風を避けるような壁をつける、もちろん屋根もつけるということ、そうしたものが極力入って来ないような、そうした設計で進めているところでございます。

以上です。

○議長(昆 暉雄)

12 番。

○12 番山崎泰昌

資料3の図面を見ると、どうしてもここでクロスするところがあるのだよ。こここのところをちゃんと密閉しておかないと、校舎に搬入するときは大体カートか何かでしょう。それが給食センターも校内も歩くのだから、それを言っている。そこは善処していただきたいと思います。意見でいいです。

○議長(昆 暉雄)

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第79号 山田町立学校給食センター建設(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 30、議案第 80 号 山田町立学校給食センター建設（電気設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

議案第 80 号 山田町立学校給食センター建設（電気設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

分割発注の 2 番目、電気設備工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料 2 をご覧ください。1 階平面図の電気設備工事図面であります。色つきで示してあるところが電気設備工事部分で右下の凡例のとおり茶色が受変電設備、青が分電盤・動力盤、赤が照明器具、緑が監視カメラ設備であります。

資料 3 をご覧ください。2 階平面図の電気設備工事図面であります。青が分電盤・動力盤、赤が照明器具であります。

次に、請負契約についてですが、資料 1 をご覧ください。本工事は条件つき一般競争入札により行うこととし、山町営建設工事発注基準に基づき平成 30 年 6 月 26 日に町のホームページ等に掲載し入札公告を行ったものであります。その結果、株式会社アイエムアイ、岩館電気株式会社、小山田電業株式会社、株式会社興和電設、新興電気株式会社、高畑電機株式会社、東海電業株式会社の 7 社の応札があり 7 月 18 日に開札を行い、落札候補者に小山田電業株式会社を指名しました。その後、資格の確認を行い 7 月 23 日に仮契約を締結したところです。契約金額は、消費税額及び地方消費税額 876 万円を加えた 1 億 1,826 万円で、工期は平成 30 年 7 月 31 日から平成 31 年 6 月 28 日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 80 号 山田町立学校給食センター建設（電気設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 31、議案第 81 号 山田町立学校給食センター建設（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

議案第 81 号 山田町立学校給食センター建設（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

分割発注の 3 番目、機械設備工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料 2 をご覧ください。1 階平面図の機械設備工事図面であります。色つきで示してあるところが機械設備工事部分で右下の凡例のとおり赤が空調機器、青が換気機器、緑が衛生器具であります。

資料 3 をご覧ください。2 階平面図の機械設備工事図面であります。1 階と同様に赤が空調機器、青が換気機器、緑が衛生器具であります。

次に、請負契約についてですが、資料 1 をご覧ください。本工事は条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき平成 30 年 6 月 26 日に町のホームページ等に掲載し入札公告を行ったものであります。その結果、三和設備工業株式会社、株式会社東北水道工事、株式会社永沢水道工業、三浦設備株式会社の 4 社の応札があり 7 月 18 日に開札を行い、落札候補者に三浦設備株式会社を指名しました。その後、資格の審査を行い 7 月 23 日に仮契約を締結したところです。契約金は、消費税額及び地方消費税額 1,624 万円を加えた 2 億 1,924 万円で、工期は平成 30 年 7 月 31 日から平成 31 年 6 月 28 日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。12 番。

○12 番山崎泰昌議員

これをつくるときにひとつの目的として災害対応にもできるというふうな話で進んできました。建築のときに言うのかここで言ったほうがいいのかちょっと迷ったのですけれども、機械設備として電気がなくなったときとかその対応策はどういうふうになっているのか。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

町全体が停電になったときに給食センターだけが動くだけの電気設備というものは備えてはございません。この後の、厨房機器の中にあるのですが、移動式の炊飯釜を用意しておりまして、災害対応というか災害対応の支援を行えるような炊き出しができるようなものを設備、置いておくところがございます。ですので、小さな発電機等は備えるのですけれども、大きな自家発電等については設備は備えてございません。

○議長（昆 暉雄）

12 番。

○12 番山崎泰昌議員

震災当時にどのぐらいの電力を使って荒川、豊間根地区の人たちが炊き出ししてくれたかは私わかりません。それを基にしてちゃんとそれなりの設備は絶対つけてもらわないと困るのですけれども、確約できますか。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

今お話をしたように避難所とか災害のときのために動く施設とは考えておりません。あくまでも学校給食センターとしてつくる設備でありまして、ただその中に今言った避難所等の炊き出しとかの後押し、支援をできるようなそうした設備も備えるというような考え方でつくる設備でございます。

○議長（昆 暉雄）

12 番。

○12 番山崎泰昌議員

ちょっとそれでは最初の話と全然違うと思う。学校の設備だけというので、ではちょっと申しわけないのですけれども、ランニングコストを考えたときにはそれは無理でしょうということも最初から議論になったはずだ。その後にも災害のことは出てきているはずであるし、それを加味して複合的に考えてこれを運営していきましょうという話であったはず。今の私が言ったのが間違いなのか間違いでないのか、今回はこれが3回目だからそれだけ教えてください。

○議長（昆 暉雄）

この答弁は執行部側の答弁を求めます。甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

発災前に契約を締結し、そしてこの大震災で凍結というふうになったときに盛んに今山崎議員のほうから発言があったようなそういった要望、意見等が寄せられたという経過がございました。その後、いろいろ発災前からも検討したのですが、停電時の災害時に給食センターをそのような停電時にも活用できるような設備を整えると、当時で軽く1億円以上の費用がかかると、しかしながらその当時にはそういった事態が余り起きないのが実情だと、たまたま大震災でああいう大きい災害が発生しましたけれども、他の施設でもそういう発電施設を備えた施設がありますが、ほとんど使われないで終わっているというケースがたくさんありました。そのようなことで、費用の割に余り利用できないという現実があるということで、それはもうやめまじょうと、別な格好で対応を考えまじょうという経過があつて今回の給食センターにはそれを取り入れないということがございました。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

10 番。

○10 番坂本 正議員

今話聞いていますと1億円ぐらいかかると。どういう試算で1億円かかるのですか。はっきり言って、ディーゼルの機械を設備するには1,000万から2,000万あれば十分できます。被災を被った山田町で移動式の釜でどうのこうのと、災害のときその釜を移動してどういう格好で使用するのか。ましてや電気がない、そういうとき何でそれが使用できるのか。ちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

当時の1億円という、1億円ということではないですが、1億円以上かかるというふうなことは当時の設計業者あるいは東北電力も営業に来ましたが、いずれそのような中で1億円はかかると、発電機そのものだけではないので、その発電施設及び停電時に使えるようにいろいろなことを設備しなければならないということで1億円以上かかるとそのようなお話でした。炊飯釜の移動については……

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

移動式炊飯釜については、移動できるのは1基、これは外に持ち出すということで遠くに持っていくことはちょっと想定していません。給食センターの駐車場等に持っていきまして、小型発電機またはガス、どちらかで動くような形になっていると、ひとつの避難所を全部補うというのはなかなか難しいということで、先ほどお話したように後方支援のような形でそこで炊き出したものを資材として送りながら使っていく、そうしたことを想定しておるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

10 番。

○10 番坂本 正議員

1 億円の基礎的なことをちょっと教えてください。それから、今1億以上かかるのだと、当初そういうふうなお話だということですが、私の記憶には、私のところも停電時期にそういう設備をつくったのですが、はっきり言ってそんなにかかる問題ではございません。だから、2,000 万ぐらい出せば、はっきり言ってこれはできるはずです。もう一度検討する余地はないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

大分7、8年前のことですので、今資料がどこにあるか、今当時の担当で建築住宅課長、当時担当者でしたが、教育委員会にあればあるかもしれないということでしたので、もしありましたらご提示したいと思います。今もう一度考えて発電設備を整える考えはないかということですが、ここで即答できるものではありませんので、現時点ではちょっとはっきりお答えできないということです。ただ、その金額にもよるとは思いますし、あるいは別な方法で災害が発生した場合に対応する方法と比較になるのだと思います。そういったことは今後検討したいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

10 番。

○10 番坂本 正議員

はっきり言ってそんなにかかりません。私やってみて。だから持ち出す必要もないし、災害のときはそこで皆さんに提供できるような、せっかくつくるのですからそういう設備にしていきたいと、ぜひそうしていただきたいとします。

以上です。

（「答弁ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。6 番。

○6 番木村洋子議員

機械の設備上で、食中毒などの感染に対しての対応というのはどういうふうに工夫されているのか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

今回の給食センターはドライ方式という方式を取り入れてございます。水が溜まってそこに細菌が

発生するようなことがない、そうした方式を取るようにはしてございます。また、外からのそうした外部からのものが入らないように機械設備の中に各ドアのところにエアカーテンというものがあって、これが風が上からこう出て虫とかそうしたものが入らないと、当然機械設備以外では1カ月の1回の検便等々、この中の調理室に入る者たちについてはそうした嚴重な取り組みをしながら子どもたちの食中毒が起きないように対策を取っておるところです。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

そういった衛生器具の部分でやはり調理師さんの手から食品へということもありますが、その部分について何かしら工夫はありますか。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

機械設備になるのか建築のほうになるのかわかりませんが、非汚染区域と汚染区域、大きくこの2つに分かれるわけです。外から入る人たちはこの調理室の中に入るために今おっしゃるように手を洗う消毒、後はこの次に厨房設備に出てくるのですが、エアシャワー、これは体中にあるほこりとかそういうものを一切取ると、ここの手を洗う消毒の部分とエアシャワーの部分をしっかりとしながら、あと外から来る食材の導入、この流れ方についてもそうしたことが徹底管理できるように野菜類の下処理室であったりとか、肉魚類の下処理室、こうしたところでそうした菌が中に入らないようなそうした徹底がなされるということになってございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第81号 山田町立学校給食センター建設（機械設備）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。



○議長（昆 暉雄）

日程第 32、議案第 82 号 山田町立学校給食センター建設（厨房機器）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

議案第 82 号 山田町立学校給食センター建設（厨房機器）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

分割発注の 4 番目、厨房機器工事の概要について別紙資料によりご説明いたします。資料 2 をご覧ください。厨房機器工事図面であります。色つきで示してあるところが厨房機器工事部分で電気式連続炊飯器、回転釜、フライヤーなどであります。

次に、請負契約についてですが、資料 1 をご覧ください。本工事は山田町営建設工事請負資格審査委員会の選定に基づき厨房設備工事業者である株式会社アイホー盛岡営業所、株式会社中西製作所盛岡営業所、三機商事株式会社の 3 社を指名したものです。その結果、3 社の入札参加があり去る 7 月 18 日に入札会を執行し、株式会社中西製作所盛岡営業所が落札し、入札書記載金額 1 億 6,780 万円に消費税額及び地方消費税額を加えた 1 億 8,122 万 4,000 円で 7 月 23 日に仮契約を締結しているところです。工期は平成 30 年 7 月 31 日から平成 31 年 6 月 28 日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。5 番。

○5 番田老賢也議員

提供の食数が震災前の計画よりも減っているのですけれども、これが例えば今後、小学校、中学校とか以外に提供先をもし拡大するとなった場合、あとあるいは先ほど来話に出ていたような災害のときに、発電機がないということなので、電気が通った後、そういうときに回転数なり何なりを上げたりすることができるのか、そういうことで対応ができるのかというのをまず 1 点お伺いします。それと 2 点目なのですが、学校の統廃合の話も今していて、住民説明会とかもしていると思うのですけれども、もし学校統廃合した場合に、ここに書いてある設備で結構必要ないものが出てくるように見受けられるのですけれども、そのところはどのように考えているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

食数については、1,500食を考えていたところ1,000食ということで行っております。1,000食であれば今子どもたちの数とほぼ同様ということになりますので、今現在のところは小中学校の子どもたちの給食ということで考えているところでございます。

次に、使わない設備となるとちょっとどこのことかなと思いつつながら、プラットホームになるのかなと思つていますが、統廃合がどういう形で進むかにもよつてくると思つていますが、しばらくは配送車で給食の運びも続くものと現在のところは思つておるところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

2点目に関してはわかりました。1点目なのですが、回転数上げたりというのは仕様ではできないのですよね。食数増やそうと思えばできるようなものだと思うのですが、その辺ちょっともう1回お願いします。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

大変申しわけありませんでした。その質問に答えていませんでした。基本的に釜で炊く回転を多くすれば食数は増えると、ただ、時間がかかるので今現行の学校給食に間に合わせるということであると1回の回転、ただ、今のところ今言つた2回転、3回転というのは可能ではあるが従業員の活動の時間でしょうか、そうしたものも考へながら今ちょっとまだそこは検討していないところでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

おそらくそういうのもできると思うので、今後拡大も考へてほしいというのと、あとは先ほど来話に出ていた災害のことです。回転数増やして対応をできるというのであれば、何かしら発電なり何なりするような策を取つて対応できるようにしたほうがいいと思つます。先ほど12番議員とかからもお話がありましたとおり、この給食センターというのがかなり大きい金額でこれをつくるのであれば、学校だけではなくて災害とかにも対応できるようにするという、それであれば町民の方々も納得してくれるのではないかとついで話が進んでいつたと思うのです。今、年間の予算がかなり増えているので隠れがちですが、8億といつたら本来であれば山田町が1年間に自由に使えるお金ほぼ全部使つてしまうようなものなので、やっぱりそこはちゃんと考へてやつていかなければならないと思つたのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

今議員がおっしゃったように、震災後の想定というのもちよっと今、電気がついたらばという想定もあるし、電気がつかない中で水道が出ないという状況の想定、食材のこと、あとは調理員の確保、さまざまなことが震災が起きたときの状況によっていろいろ変わってくるのかなというふうに思っています。さっき冒頭に話した子どもたちの安心安全な給食を、何とかこの3回の食の1回分を教育行政、町の力でしっかりと支えていきたいというところ、こここのところにまずは重点を置いていきたいと、あとは今言ったように、災害の発生したさまざまなところを想定しながらそこは考えていかなければならないのかなというところは大変難しいところだなということは思っているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

先ほど来災害発生時への対応ということでご意見が出されておりますが、だんだん思い出してきたのですが、大変申しわけないのですが、災害発生してからもいろいろ協議しました。それで、仮にそのような大震災時に発電施設等、あるいは釜等が対応できるような設備であれば、これはやれたのでしょかというそういう協議もやりました。そして、基本的に災害対応については水道、衛生設備、電気、これらがなくてできません。なので、東日本大震災ぐらいのレベルであれば多分できなかったでしょうと、そういうふうな回答をもらっていたのも事実です。遅くなって申しわけありませんが、それからあと給食センターを建設するに至っては、いろいろ皆さんからご意見をいただいて、やっぱり一番多かったのは子どもたちに学校給食をとというのが一番大きい理由です。それで災害時に対応できるのであれば、なおオーケーなんでしょうけれども、やっぱり一番大きい住民の意見、希望というのは山田だけ学校給食がない。学校給食をやってくれというのが一番大きい動機です。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。7番。

○7番尾形英明議員

ちょっと確認で3社指名ということですが、物品の積算単価についてですけれども、安ければいいというような形だったのか、そうでないとコンペ方式で安いのを採用したのか、その辺を確認。

（「財政、総務はつきりしろ」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

今回は指名入札という形になりますので、コンペではないというふうに認識しております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

コンペにしなかった部分が、ただ単なる安ければいいというような形の落札なのか。それとも何か積算単価の根拠を持って、幾らだから落札させたのだよというような格好になっているのかという確認。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

ここは仕様書等々をつくる段階の中で、この食数に合うもの、ある程度の機能をしっかりと果たせる者ということで料金のほうを積算しながら指名入札を行ったところでございます。ですので、その根拠に基づいて金額が低いところを取ったというふうに私は認識しております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

それはわかるのです。ただ、例えばメーカー指定で、こういうものが必要だよとか、違うメーカーだと安くできると、そっちのほうを積算のもとにしていけば、価格は安くなるわけだ。それに対する積算根拠というか、物品の単価の根拠を決めているのかどうなのか。決めなければならないと、メーカー指定になるとおかしくなるわけだ。そういうことで確認。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

見積もりいただくところで、ある程度の機器、一般的にこの規模の給食センターで使われている機器というものを出して、見積もりの積算根拠はつくっております。ただ、今言ったように同等品の扱いということをきちんと確認するということで、事前に同等品についても確認するような仕組みをつくりながら入札のほうは行わせていただきました。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。4番。

○4番黒沢一成議員

4つの分割発注で応札が心配されたのですけれども、7社から4社、3社の応札があったのですけ

れども、落札率がどれくらいだったのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

3件につきましては一般条件で行っておりますし、1件については指名競争で行っております。具体的な数字につきましては、この議決後にホームページ等で公表にはなりますが、おおよそ0.85あるいは0.79あるいは0.90という形での落札率になっております。

以上です。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

全協でも言いましたけれども、今回こうやって4件の分離発注をしたわけだ。これをつくり上げるためには誰かが監督しなければならない。その手はずはどういうふうになっているの。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

今後の工事管理についてですが、まずは工事監理委託をこの後考えてございます。またその委託の中で工程会議を定期的開催しながら、そこがしっかりと進むような形を図りたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

だから、そこを早めにここで予算で持って来ないと、また後から後からという、だから全協で言った。わかりました。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、こうして4つ分割発注して進むわけですが、今学校統合に向けて検討委員会等、各地区を回って開いているわけですが、それに対応しながらこの工事規模というのは変わってくる面があるのかどうか、その辺をお聞きしたいです。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

統廃合と今回の給食センター建設の工事規模について、今日皆さんに提案している中身については変わってくるということはないというふうに認識しております。

(「わかりました」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

私からも 3、4 点お伺いしますが、まず、4 つの分離発注したので一括発注よりどのくらい経費が少なくて済んだのかというのが 1 つ。それから、最初的时候はリサイクル法でやっていると言いましたけれども、それ以外の 3 つの業種にはリサイクル法が該当しないのかが 1 つ。それから、4 番目のやつには契約保証金が財務規則により免除、ほかのは取っているのですが、これはどういうわけでみんな免除にならなくてこれだけ免除になったのか。それから 12 番議員も言ったのですけれども、管理をこれから頼む、これ議決されれば工事始まればあさってから管理が始まらなければならないでしょう。ということは、管理委託契約も今日明日中に終わっていないと、あさってからの管理はできないということです。それらについて、まず 4 点お願いします。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前 2 時 1 2 分休憩

午後 2 時 3 0 分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

質疑に対する答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

お時間をいただきました。それでは、まず先ほどの質問の 1 点目でございます。諸経費、分割発注したものと一括発注したものどうかということでございますが、ここについては業者選定、見積もり等試算させていただいた中で 1,000 万ほど分割発注のほうが安くなると、説明につきましては厨房機器の管理経費の部分で差が出るということで、そうした諸経費のことではお話したところです。なお、全員協議会のときにそれにプラスした形で発注を分離することによって、この入札の参加者がまず増えてくるという可能性、あとは透明性であったり公平性ということを求めているのかなど、また工種別の施工の責任及び完成後のメンテナンス、こうしたことがより明確になっていくこと、質の高い施工となって良好な設備の維持管理がなせるのではないかということ、こうしたことから今回分離発注のほうを選ばせていただいたというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課主幹。

○建築住宅課主幹（佐々木政勝）

2点目の解体工事に要する費用の部分でほかの3つには該当しないかということについてお答えいたします。建設資材の届出の対象となるのは、コンクリート、後はプレキャスト鉄筋コンクリート板、木材、アスファルトが該当になりますので、建築工事だけに計上したという形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

学校教育課長。

○学校教育課長（箱山智美）

3点目と4点目についてお答えいたします。まず3点目です。厨房機器、契約保証金の件についてでございます。なぜ厨房機器だけが免除かといいますと、ここについては契約相手である中西製作所様のほうが、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約、これを締結した形になります。2つ、ほかの工事と同じような保証の部分を選べるのですが、まず中西さんがこの方法を選んだということになります。そのために山田町財務規則131条第1項、これを適用することによって免除という形で厨房機器だけが免除になってございます。あと先ほどの管理の部分になりますが、ご心配いただいたように、この議決があった後すぐに進めることができるようなそうした手続きを今進めてございますので、これが終わりましたら、そこについてはすぐ手続きを取り進んでいきたいと考えております。

以上です。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第82号 山田町立学校給食センター建設（厨房機器）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 33、議案第 83 号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

議案第 83 号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明いたします。

本委託協定は、独立行政法人都市再生機構岩手震災復興支援本部と締結しているもので、平成 29 年第 4 回山田町臨時議会で議案第 64 号として議決をいただいたものです。今回の変更は、協定の期間について変更するものです。変更理由についてご説明いたしますので、資料 2 をごらんください。赤色で表示している国道 45 号周辺土地区画整理事業の完成年度が平成 31 年度となることから協定期間を変更しようとするものです。

次に、平成 31 年度の実施内容についてご説明いたしますので、資料 3 をごらんください。赤枠の部分が 31 年度に整備する区域となります。西川河口部、境田地区の街区の宅地及び区画道路等の整備を行うものです。

次に、協定についてご説明いたしますので、議案本文をごらんください。協定の期間を変更前、平成 25 年 8 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日までを、変更後、平成 25 年 8 月 15 日から平成 32 年 3 月 31 日までに延長しようとするものです。

以上、提案理由とその概要について申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8 番。

○8 番 関 清貴議員

今回、32 年の 3 月 31 日までの協定の変更なのですが、その理由が 45 号周辺土地区画整理事業ということでございますが、これ以外はすべて 31 年 3 月 31 日までに終了するというのかどうかその辺を確認したいと思います。そしてまた、西川の水路も延長する区間のほうに資料 3 によりなっているようですが、あそこの陸閘については予定どおりできて、西川も予定どおり山田湾に注いでいくものと思いますが、西川の水門の設備についてはどのようなのを計画しているのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ただいま1点目の年度内で予定どおり事業が終わるのかということでございますけれども、低地部については完成年月を31年9月を目標としております。低地部については予定どおり進むのではないかなというふうに思っております。西川のほうの工事、水門陸閘の工事でございます。これは県のほうで31年3月までに目標をとということで工事を進めております。設備の仕様のなものについては、ちょっと資料が手元ございません。申しわけございません。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。そうすれば、町のほうで把握しているのは、今日の変更以外は31年3月31日までにできるということで認識いたします。西川の構造については資料がないということなので、わかりましたそれも、あとでゆっくりとお聞きいたします。あと今回延長になったところの用地なのですが、当初復興のとき、ここに土地を所有している人たちが言うには、町は公共施設、何か公園用地等に使用するので、ぜひ町のほうに土地を譲ってもらいたいというような用地交渉の進め方をして話が進められたが、最近復興が進んできたがそのような気配はないと、ただただ平地をつくってきちんと整地しているが話が違うのではないかなという方がいらしたのです。それに対して、当初町のほうではそのような計画を果たして地権者に言ったかどうか、その確認をしたいですが、よろしくお願ひします。

○議長（昆 暉雄）

8番議員に申し上げます。関連ではないのでおそらく答弁が難しいと思うので、別の機会に質問してください。8番。

○8番関 清貴議員

関連がないと言っても、この変更の地内の中に入っている地権者がしゃべっていたもので、関係ないとは言えないと思って、本日の質問になったのですが、もし今日答弁できないというのであれば、後日改めて機会を見てお聞きいたしますので、よろしいですけれども、そのような話をする方もおるということで、ぜひ私もその辺お聞きしたいなと思って質問いたしました。

○議長（昆 暉雄）

別の機会にお願ひします。

ほかにありませんか。7番。

○7番尾形英明議員

この延期、1年延期になる部分なのですが、提案理由が何となく腑に落ちないのです。変な話、何がどうなって1年延ばさなければならないのか。何が原因だったのか。変な話、延滞金も発生しないのか、そういうような契約はやっていないのか、その辺何が理由でこうなったのか確認。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ただいまのご質問にお答えをいたします。まず事業が1年延びるということの理由でございますけれども、まずは中央陸閘水門のところの県の防潮堤工事が延伸するということでございます。もう1つは境田仮設店舗に関する街区、これは取水後に必要な宅地及び区画道路等の整備工事を行うことになるのですが、これらが主な理由となります。URとの協定、今回の変更については1年間期間が延びるということでございますけれども、まずURのほうとの見込みに当たっては、大丈夫、今の協定額の中でやっていくことができるということを確認してございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

やっていくのはそのとおりだと思うのです。何も変更になっていないからただ単なる工事が遅れた、だから何が原因で遅れたのか、これはたぶん赤い部分は全部役所のものなのか。地権者との関係はひとつもないわけか。換地処分する中でのトラブルだとかそういうので、遅くなったとかいうようなあれはないわけだね。それで委託金額の中でできるというのは原因が何だかわからないけれども、遅れた理由はそのあれにあると思うのですが、黙っていればいつまでたってもやって何かこうペナルティを与えるような形をつくらなければ、ずるずるべったりになるのではないかと心配しているのですが、その辺はどうなのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

町とUR、それからCMとの三者定例等、毎月開催してございます。町のほうとしても工事状況を管理する上でURに遅れている原因、今後どういうふうに進むのかというようなことは確認をしているわけでございますけれども、まず町の姿勢としても工事管理、これは徹底していただきたいということで毎回顔を合わせるたびにお話をしております。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

7番、いいですか。

（「伸びた原因の中には地権者とかのそういうのはないの」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

まず今回の中央陸開水門、主にそれからそういうところが遅れているわけですが、それ以外はございません。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。11 番。

○11 番菊地光明議員

ちょっと聞きたいのですが、まず資料 1 で協定額は 1 年延びても変わらないと。変わらないことはよかったのですが、1 年も延びて延滞金も何も発生しないということなのでしょうけれども、延びる理由が町の責任で延びるのか、UR の責任で延びるのか、誰の責任で延びているのかということ。それと、もうこれ 25 年に契約しているのですが、いまだかつて資料 1 が概算で出てきているのです。本来であれば今年度で全部終わる事業なので終わったところは完成検査をして清算して、全然これは清算をしていないのですか。それらについていつ清算、32 年度まで清算が延びていくのかどうかをまずお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

ただいまのご質問にお答えをします。まずこの委託事業については年度に事業が終わって、そして町のほうでも完成検査をしてきているということでございます。まず経費については事業期間今回延びるということでございますけれども、当然期間が延びれば経費は増えるということでございます。その部分を加味しても、まず今の協定額の範囲で納まるだろうというふうな見込みということでございます。この UR の協定等あるわけですが事業期間とすれば 31 年度までということになるわけですが、まず清算期間、区画整理事業は 5 年間という清算期間あるわけですが、そういう最終的な時期に来ておりますので、そういうことはしっかり詰めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11 番。

○11 番菊地光明議員

今の答弁で 45 号周辺土地区画整理事業 56 億 800 万、これについては延びるのはわかったのですが、協定の中では、これ納まるのはわかった。でも UR から CM にいくのは当然経費が 1 年分増大していくのも事実です。ですから、それ以外の事業については今年度で終わって、最終的に終わった事業がいっぱいあるでしょうから、いつまでも資料 1 を出すとき変更前協定額（概算）、変更後協定額（概算）、でなくやっぱ精査したのは精査しないと、いまだに町民の方々に説明すればまだ終わりません、ただ

単に 32 年の 3 月まで延びましたという説明になってしまうので、これらは、ちゃんとこれとこれは終わっているからもう清算していますというふうにしてあげないと、説明する議員の方々は皆さん困ると思うのです。ですから実際問題として、ではこの資料 1 の中でどれとどれとどれが終わって、どれとどれが残っている、先ほどの説明だと 45 号周辺の土地区画整理事業だけだということなので、それ以外は全部終わっているという確認でいいのでしょうか。それらを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

申しわけございませんでした。進行中の今の委託経費の中で 30 年度まで期限となっている業務については進行しているということでございます。ちょっと誤解を招くようなご答弁で申しわけありませんでした。まずそういうご指摘があるわけですが、まずその辺はちょっと……

（「どれどれ終わって、どれどれ現在進行中なのか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

復興事業が遅れて延びているということには大変申しわけなく思っております。考え方、現状の捉え方として国のほうから、お金はいっぱい出すからいろいろ復興を進めてくれというふうな状況で進めております。今までの経過で申し上げますと、いろんなここの中にある事業の中でも終わったところの中で、いやこの事業も要望してヒアリングを受けて、ものにしたほうがいいのではないかという感じで延びております。これ清算してしまうともう終わりなので町の考え方としてはあまりお金を余さないで、できるだけ復興庁に要望していろいろやっていきたいと、最後の最後まで粘って事業費を山田に突っ込んで、よりよい町づくりを進めたいとそういう考え方を持っておりますので、最後まで粘って粘っていろいろ復興庁と協議をしてお金をつぎ込んでいろいろ整備したいという考え方がありますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第83号 山田町山田地区復興整備事業業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第34、議案第84号 山田町織笠地区復興整備事業に伴うJR交差点における公道橋整備業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(昆 健祐)

議案第84号 山田町織笠地区復興整備事業に伴うJR交差点における公道橋整備業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

本委託協定は、東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所と締結しているもので、平成29年3月7日に開催された第1回山田町議会定例会において議案第33号として議決をいただき、平成30年1月29日に開催された第1回山田町議会臨時会において議案第1号として1回目の変更協定の議決をいただいたものです。今回の変更は、工事の進捗に伴う工事費の精査によるもので去る6月28日に東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所から協議があったものです。

次に、資料1をごらんください。委託箇所は資料左側、赤色で表示している箇所が織笠地区土地区画整理事業区域南側の町道織笠南側線とJR山田線が交差する箇所となります。

次に、資料2をごらんください。資料に示す青色が変更前、赤色が変更後の内容となり、函体及び函体前後の土どめ擁壁工事、出来高による工事費の精査により約664万円の減額となるものです。

次に、協定についてです。議案本文をごらんください。変更前の金額1億7,029万2,000円から663万9,987円を減額し、1億6,365万2,013円とするものです。なお、平成31年7月31日までとなっている本協定期間に変更はありません。

以上、提案理由とその概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

安くなったのは大変いいことなのですが、当初の設計のずさんさがはっきり見えます。工事そのものは大きくなって減額がこのぐらい。積算根拠を示してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

減額の部分でございます。今回の減額の部分では、まずボックスカルバートの部分で面積が当初より長さが増えるということでございます。ここで……

（「何事か」と呼ぶ者あり）

○建設課長（昆 健祐）

失礼しました。減額の理由ですけれども、函体前後、ボックスの前後の土どめ擁壁の部分が約1,300ほど減額になってございます。それから鉄道施設のほうで、約全体でマイナス400万というふうになっております。

以上でございます。

（「何事か」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質問に対する答弁がなっていないので、答弁をよく聞いてフォローしてあげてください。

香木技監。

○技監（香木和義）

先ほどの答弁に対して補足させていただきます。ボックスなのですけれども、延長が伸びているのですけれども、延長が伸びたことによってその両脇の擁壁が減っておりますので、その両側の擁壁が単純に減額になっております。ボックスにつきましては、従前は町道と鉄道とそれぞれの法線に対して平行に設置しているというふうな標準的な考え方で設計しているのですけれども、現行の公道ですとボックスの本体にねじれがかかってしまって、かなり断面的に大きい、鉄筋量とか部材圧が大きいものになっておりまして、それを今回設計で見直したことで設計の部材圧であったり、鉄筋量が減ったりということで、ボックス自体延長が増えておりますけれども、金的にはそんなに増えていないということで全体的に減額になっているということでございます。

（「議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

これ以上やれば、質問者と答弁者がいつまでたっても議論がかみ合わないの、本質的にこの資料2を出すとき、今までは当初変更と変更を出しましたが、今回の場合、変更の増だけで肝心の減がないので増工になって予算が減るからおかしいのではないかと質問になっているのです。だからこの資料2の出し方がまずいのです。これは議事進行で何回も指摘しているはずですが、それがないと質問者と答弁者の議論がかみ合わないの、答弁者は設計内容わかっているけれども議会のほうはこ

の設計内容が来ないで、この図面の増減だけを見て質問しているの、それらについて詳しくしないと議論がいつまでたっても進まないと思いますので、議長お願いします。

○議長（昆 暉雄）

答弁者は理解して答弁してください。

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

それでは計画の変更部分と金額の関係でございます。まずボックスカルバートの関係で函体工が190立米、これが290立米になって約450万円の増となっております。ボックスの部分が増えたことで逆に函体前後の土どめ擁壁の部分が減っております。186立米が131立米になったことなどによって、マイナス1,300万。その他の工事で大体……失礼しましたその他の鉄道……

（「いい後で」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

今11番が言ったように、絵だけでは絶対にわからない。技監、見てわかる。土どめ擁壁も赤で印になっている部分は変更前より増えているよ。絵で見ると。そうでしょう、右側に出っ張っているでしょう、赤い部分で。左側は同じだ。線の太さ分ぐらい小さくなっているのか。こういう感じで土どめ工が減りました。ボックスカルバートは大きくなりましたが土どめ工は減ったので全体的に金額が減りました。どこでどういうふうに解釈すればいいのか。全然わからない。先ほど技監が言ったようにボックスカルバートの構造が変わった、そんなの可能なの。設計段階である程度の重力計算やったり何なりして断面決定したやつ鉄筋量だとか何とかを変えるのか。そういうのを許すのか。工事委託の中で。それが不思議でならない。だから鉄道会社がマル契工事のために自分たちが設計して、自分たちが工事請け負っていると思うので、それを委託させたのだから、それで当初の計画と違うようなのをつくったのを認めるの。それはおかしい。その辺答弁を。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩いたします。

午前 3時05分休憩

午後 3時06分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。香木技監。

○技監（香木和義）

土どめ擁壁の短くなったというのは側面図ではわかりづらいものになっておりまして、平面図のほ

うを見ていただきたかったのですけれども、従前が青で変更が赤でございます。これを見ると土どめ擁壁が、平面図の上側の左側は土どめ擁壁の長さが減っているのが、ちょっと寸法を書いていないので具体的にでは何メートル減ったのだというのは、わかりづらいところではあるのですけれども、土どめ擁壁の延長は減ってございます。それから先ほど、ボックスの設計が変わっていいのかというご質問でしたけれども、これに関しましてはJ Rと町道が交差するのですけれども、町道が交差するに当たって町道の断面が確保できればいいというのが基本的に設計の考え方というふうに思っています、当初はJ Rと並行的な形にボックスをつくるというのがボックスを考える上で標準的な考えなのですけれども、発注後、設計精査した段階で、従前の形よりは変更でお示ししているような形を取ったほうがボックス自体としては工事的な断面を形成できるというふうな判断をして、こういう形に設計を見直したものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番、理解してください。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第84号 山田町織笠地区復興整備事業に伴うJ R交差部における公道橋整備業務委託の変更協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第35、議案第85号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

議案第85号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

廃止の目的は、町道長林・大浦線及び牛転線については田の浜地区道路事業で整備した高台道路により路線が切り替わること、船越大展望台線については道路が高台道路で分断されることからそれぞれ廃止するものです。

資料をごらんください。水色で表示している長林・大浦線、延長 5,705.5 メートル。緑色で表示している船越大展望台線、延長 2,033.9 メートル。紫色で表示している牛転線、延長 160.3 メートルの 3 路線です。なお、当該路線の廃止に伴う路線の新たな認定については、次の議案で提案することとしております。

以上、提案理由についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7 番。

○7 番尾形英明議員

今回の町道に関する提案は最適だと思います。今までも、私が常に提案している部分はちょびちょびちょびちょびやるのではなく、一括廃止、一括認定というような形、地区でそういうような体制をつくったほうが間違いのない部分なのです。これでここからここまでを廃止しますとやっていると、後々道路ではないところが認定なっていたり、いろんな形が出てくる。こういう提案は抜群だと思います。次に一括認定をするのでしょうから、そういうことで今後もやっていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長、胸張って頑張ってください。

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 85 号 町道の路線の廃止に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第 36、議案第 86 号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

議案第 86 号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

認定の目的は、田の浜地区道路事業で整備した高台道路により切り替わる路線と既存路線の分断により廃止した路線について町道認定するものです。

それでは位置図によりまして、ご説明してまいります。資料をごらんください。ピンク色で表示している長林・大浦線についてです。国道 45 号から田の浜地区道路事業で整備した高台道路を經由し、大浦半崎までの路線で、延長 5,903.3 メートル、幅員 9.5 メートルとなります。次に、オレンジ色で表示している牛転線についてです。船越第 2 団地線から団地下へ接続するもので、延長 150 メートル、幅員 6 メートルの路線となります。次に、緑色で表示している浦の浜線についてです。浦の浜地区の長林・大浦線との交差点を起点とした延長 512.6 メートル、幅員 6.5 メートルの路線となります。次に、茶色で表示している浦の浜東側線です。浦の浜線から長林・大浦線下までの路線で、延長 132.7 メートル、幅員 6 メートルの路線です。次に、紺色で表示している船越大展望台線です。長林・大浦線からテレビ中継局を接続するもので、延長 1,882.2 メートル、幅員 4 メートルの路線です。

以上、町道の路線の認定についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7 番。

○7 番尾形英明議員

ちょっとこれは確認なのですが、認定の浦の浜線の起点と廃止になった船越大展望台線の起点は違うところですか。同じところですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

場所は違います。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

7 番。

○7 番尾形英明議員

違うのはわかる。浦の浜線は第 9 地割 56 の 29 だよ。船越大展望台線、当時のやつは 9 地割の 5 番の 2、確かに違うのだけれども、位置的に同じ場所のように見えるのですが、道路が違っているのか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（昆 健祐）

浦の浜線の終点の部分、ここ……

（「終点ではない、起点」と呼ぶ者あり）

○建設課長（昆 健祐）

ここは……図面ではちょっとわかりづらい部分がございますが、違ってございます。

（「違うところに道路がついているわけだ」と呼ぶ者あり）

○建設課長（昆 健祐）

はい。

（「了解。本当か。」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第 86 号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。

午後 3 時 1 8 分閉会